

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………一
……………(総務局人事部調査課)……………

○東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………二
……………(福祉保健局保健政策部保健政策課)……………

訓令

○東京都労働相談情報センター処務規程の一部改正……………三
……………(総務局人事部調査課)……………

告示

○令和四年東京都告示第四百四十三号 (令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………三
……………(総務局総務部総務課)……………

○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………三
……………(デジタルサービス局戦略部デジタル推進課)……………

○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………三
……………(生活文化スポーツ局総務部総務課)……………

○特定計量器定期検査の実施 (四件)……………四
……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………

○土地区画整理事業の終了認可……………五
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………五
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

○都営住宅の廃止……………六
……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………

○都営住宅の使用料の変更……………六
……………(同)……………

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………六
……………(同)……………

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………七
……………(同)……………

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………七
……………(同)……………

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………七
……………(同)……………

○平成十八年東京都告示第千三百六十四号 (特定家庭用機器相対評価方法等基準等)の一部改正……………八
……………(環境局気候変動対策部家庭エネルギー対策課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件)……………八
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………八
……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………

○令和四年東京都告示第四百五十二号 (令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………九
……………(福祉保健局総務部職員課)……………

○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………九
……………(同)……………

○東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………十
……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………

○令和四年東京都告示第四百五十六号 (令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部改正……………十
……………(建設局総務部職員課)……………

○東京都立海上公園の区域及び面積……………十一
……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………

○東京都立海上公園の占用料の徴収委託……………十一
……………(同)……………

○昭和五十四年交通局告示第十一号 (東京都乗合自動車運行系統の名称及び区間)の一部改正……………十二
……………(同)……………

○指定納付受託者の指定……………二五

○東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程……………二五
……………(同)……………

○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………二五

○特定非常利活動法人の認定……………二六
……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………二六
……………(環境局総務部環境政策課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二六
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○東京都職員共済組合定款の一部変更……………二六
……………(東京都職員共済組合)……………

○東京都職員共済組合運営規則の一部変更……………二六
……………(同)……………

○東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則……………二七
……………(同)……………

○東京都職員共済組合保健施設に関する規則の一部を改正する規則……………二七
……………(同)……………

○東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する規則……………二七
……………(同)……………

○東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則の一部を改正する規則……………二八
……………(同)……………

○東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則の一部を改正する規則……………二八
……………(同)……………

○東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規則の一部を改正する規則……………二八
……………(同)……………

○東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規則の一部を改正する規則……………二八
……………(同)……………

○東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規則の一部を改正する規則……………二八
……………(同)……………

○東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

規則

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十五号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の表雇用就業部の部調整課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 労働者協同組合に関すること。

別表四 十四の部同国分寺事務所の項及び同八王子事務所の項を削り、同部同亀戸事務所の項の次に次のように加える。

同多摩事務所 立川市柴崎町三丁目九番二号

八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市及び西多摩郡における労働関係に関する相談、教育、調査及び福祉に関する事務

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十六号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則(昭和五十年東京都規則第三十六号)の一部を次のように

改正する。

第一条第二十五号の三ハ中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号二中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第六十二号

総務局 財務局 産業労働局 労働相談情報センター

東京都労働相談情報センター処務規程(平成十六年東京都訓令第五十一号)の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

第十二条の表中 「国分寺事務所」を「多摩事務所」に改める。

八王子事務所

附則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

告示

●東京都告示第千二百八十五号

令和四年東京都告示第四百四十三号(令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

「8,120円」を「8,360円」、「8,070円」を「8,310円」に改める。

附則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百八十六号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定
に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の
額を次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
デジタルサービス局	デジタルデバロップメント推進専門員	時間額	2,700円

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百八十七号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定
に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の
額を次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
生活文化スポーツ局	広報専門員	月額	194,400円

附則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

●東京都告示第千二百八十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 江東区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年十一月一日から令和五年一月十三日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
 (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第千二百八十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 足立区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年十一月九日から令和五年二月三日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
 (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千二百九十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとお

り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 世田谷区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年十二月七日から令和五年三月二十七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第千二百九十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 文京区、豊島区、北区及び板橋区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

令和四年十一月一日から同年十二月二十七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第千二百九十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十三条第一項の規定に基づき町田市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名

東急株式会社 代表取締役 高橋 和夫
町田市 上記代表者 市長 石阪 丈一
株式会社東急レクリエーション 代表取締役 菅野 信三

二 事業施行期間

平成二十八年十一月二十八日から令和四年九月三十日まで

三 施行地区

町田市鶴間二丁目及び鶴間三丁目の各一部

四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日

町田市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業

平成二十八年十一月二十八日

五 土地区画整理事業の終了の認可の年月日

令和四年九月三十日

●東京都告示第千二百九十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき三田小山町西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

三田小山町西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年九月十日から令和十年九月三十日まで

三 施行地区

港区三田一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区三田一丁目四番八十号

令和二年九月十日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十二年九月三十日まで延長する。
 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
 令和四年九月三十日

●東京都告示第千二百九十四号
 次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例
 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定に
 より、告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

鎌倉二丁目アパート

葛飾区鎌倉二丁目十六番

中層耐火

五一・〇平方メートル

二四戸

(5、6号棟)

下篠崎アパート

江戸川区下篠崎町二番

同右

五〇・八平方メートル

九〇戸

(7、8号棟)

●東京都告示第千二百九十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
 三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
 ように変更し、令和四年十月一日から実施するので、同条
 第三項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (10号棟)		中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	53,300
一般都営	高層耐火	明石町アパート (4号棟)		中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	62,300
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート (6号棟)		港区南青山1-3	40.7	1	39,900	215,600
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート (29号棟)		港区南麻布4-2	32.6	1	28,700	95,300
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)		港区芝5-18	34.3	2	33,100	84,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (12号棟)		新宿区戸山2-12	33.8	1	28,400	73,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (33号棟)		新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	86,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (35号棟)		新宿区戸山2-35	40.1	3	34,200	82,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (11号棟)		新宿区戸山2-11	40.3	1	35,000	84,000
一般都営	中層耐火	長延寺アパート (1号棟)		新宿区市谷長延寺町8	32.6	1	26,500	69,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	51,200
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート (14号棟)		文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	66,000
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)		墨田区立花1-27	42.2	4	29,800	52,600
一般都営	高層耐火	白嶺東アパート (9号棟)		墨田区境通2-6	59.7	1	43,700	65,100
一般都営	高層耐火	白嶺東アパート (5号棟)		墨田区境通2-5	59.7	1	43,900	66,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)		墨田区立花6-8	55.9	2	40,600	74,400
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)		墨田区八広5-10	55.9	2	40,200	75,700
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート (15号棟)		江東区大島5-17	55.9	1	47,200	70,200
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)		江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	52,100
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート (1号棟)		江東区枝川3-4	51.2	1	42,300	78,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (36号棟)		江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	53,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (4号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	53,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (10号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,100	42,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (13号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	42,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (19号棟)		江東区東砂2-13	33.4	2	26,200	42,600
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (21号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	53,400
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (2号棟)		江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	56,600
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート (2号棟)		江東区南砂6-5	51.2	2	43,400	85,200
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (3号棟)		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	85,800
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート (3号棟)		大田区西糀谷2-26	39.0	1	32,000	55,300
一般都営	中層耐火	上用賀六丁目アパート (1号棟)		世田谷区上用賀6-30	55.9	1	46,700	97,900
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート (2号棟)		世田谷区弦巻5-3	39.0	1	30,900	75,900
一般都営	中層耐火	桜一丁目第2アパート (1号棟)		世田谷区桜1-30	51.0	1	42,000	88,600

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (3号棟)		世田谷区喜多見2-10	55.9	1	43,900	72,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (5号棟)		世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,100	66,500
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)		渋谷区東2-25	34.4	3	30,500	83,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	98,600
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート (1号棟)		中野区丸山2-24	40.2	1	29,100	57,900
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート (3号棟)		中野区南台2-29	41.6	1	31,000	55,500
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート (2号棟)		中野区南台5-7	51.0	2	38,700	89,300
一般都営	中層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)		杉並区堀の内3-49	37.6	1	27,600	38,000
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート (3号棟)		杉並区高井戸東1-14	39.0	1	28,800	72,400
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (3号棟)		豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	76,000
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (4号棟)		北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	52,900
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート (7号棟)		北区王子3-23	40.7	1	31,800	57,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (10号棟)		北区滝野川3-66	37.3	1	29,500	60,700
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート (15号棟)		北区滝野川3-75	37.3	3	29,500	60,700
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (10号棟)		北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	49,800
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (13号棟)		荒川区東日暮里1-17	37.9	1	27,100	45,900
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (21号棟)		荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,500	43,200
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート (1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	56,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート (10号棟)		板橋区坂下1-8	42.2	1	31,600	47,300
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (1号棟)		板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	32,900
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (2号棟)		板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	32,900
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)		板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,400	38,200
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート (1号棟)		板橋区本町8-1	39.0	1	28,600	61,500
一般都営	中層耐火	前野町四丁目第2アパート (3号棟)		板橋区前野町4-36	42.3	1	31,900	42,900
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート (1号棟)		板橋区前野町5-13	48.1	2	36,800	69,100
一般都営	中層耐火	前野町五丁目アパート (1号棟)		板橋区前野町5-25	42.3	1	31,600	53,000
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)		板橋区新河岸1-3	51.2	4	38,300	67,300
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	69,700
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート (4号棟)		練馬区富士見台3-51	39.0	1	28,800	59,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート (5号棟)		練馬区春日町3-28	55.9	1	44,000	92,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (8号棟)		練馬区北町6-8	47.5	1	37,100	79,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (5号棟)		練馬区北町6-5	47.5	1	37,100	79,000
一般都営	中層耐火	旭町二丁目アパート (3号棟)		練馬区旭町2-33	33.4	1	24,300	47,500

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上石神井アパート(11号棟)	練馬区石神井4-5	55.9	1	44,100	94,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(25号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	2	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(32号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	52,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(34号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	26,800	55,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(36号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(37号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	2	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(11号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	74,900
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	106,800
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(4号棟)	足立区中央本町5-18	55.9	1	40,700	76,500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間3-17	48.1	1	34,400	57,500
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	37,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(8号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	42,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(9号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	42,800
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,600	41,000
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	43,300
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,200	41,100
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(7号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(16号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,100	39,900
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,300	43,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(21号棟)	足立区花畑8-5	38.3	2	25,700	38,700
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(6号棟)	足立区花畑2-11	36.4	1	24,600	41,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	42,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(6号棟)	足立区舎人6-12	51.0	1	35,600	51,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(10号棟)	足立区舎人6-10	63.0	1	44,000	57,900
一般都営	中層耐火	中川二丁目アパート(2号棟)	足立区中川12-24	51.0	1	36,700	67,500
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	68,100
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,300	66,100
一般都営	中層耐火	足立入谷町アパート(1号棟)	足立区入谷8-2	55.9	1	39,500	66,800

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	2	37,900	70,100
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	2	37,500	68,200
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	61,100
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第5アパート(1号棟)	葛飾区西亀有2-52	59.6	2	45,600	96,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	70,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	70,500
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(4号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,400	84,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	73,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(4号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	73,200
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(12号棟)	江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,000	71,300
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	45,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,100
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート(1号棟)	江戸川区東小松川3-21	39.0	1	28,900	41,200
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,100	69,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,100	81,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	81,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	4	44,500	89,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-3号棟)	八王子市松が谷9-3	62.1	1	35,800	71,100
一般都営	中層耐火	八王子高倉町第2アパート(1号棟)	八王子市高倉町12-4	59.6	1	34,500	67,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-1号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	70,500
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(55号棟)	立川市富士見町6-55	52.4	1	28,300	53,100
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(2号棟)	立川市錦町6-6	55.9	1	32,500	71,500
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(26号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-2	59.6	1	46,400	112,400
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート(23号棟)	武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,000	81,400
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市下連雀7-15	55.9	1	41,300	91,800
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-30	55.9	1	40,900	82,600
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市上連雀9-31	55.9	1	40,900	82,600
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(6号棟)	三鷹市上連雀9-36	55.9	1	41,100	83,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(3号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,300	61,600
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,100	56,500
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(3号棟)	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,100	56,500
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)	三鷹市中原4-17	43.9	1	31,000	57,300

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	府中北山町四丁目アパート（6号棟）	府中市北山町4-5		63.2	1	42,300	93,800
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート（3号棟）	昭島市昭和町1-10		59.6	1	34,500	76,700
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目アパート（1号棟）	調布市富士見町3-17		62.1	1	37,800	92,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（1号棟）	調布市国領町3-8		53.5	1	29,600	65,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（6号棟）	調布市国領町8-1		53.5	1	31,700	78,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（8号棟）	調布市国領町8-1		51.2	3	30,300	74,700
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート（3号棟）	調布市下石原1-15		62.1	1	38,300	94,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート（3号棟）	調布市富士見町3-19		56.8	1	34,600	86,200
一般都営	中層耐火	佐須町アパート（2号棟）	調布市佐須町4-1		62.1	1	38,800	91,200
一般都営	中層耐火	佐須町アパート（4号棟）	調布市佐須町4-1		62.1	1	38,800	91,200
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート（6号棟）	町田市中町4-7		48.1	1	28,400	62,400
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート（1号棟）	町田市木曾西1-33		39.0	2	18,800	36,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（12号棟）	町田市成瀬7-10		55.9	1	30,200	58,200
一般都営	高層耐火	成瀬アパート（6号棟）	町田市成瀬7-10		55.9	1	30,200	63,500
一般都営	中層耐火	山崎町アパート（7号棟）	町田市山崎町840		60.9	1	32,000	55,900
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（7号棟）	町田市相原町3190		55.9	1	29,600	57,900
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート（37号棟）	小金井市緑町3-11		59.6	1	36,200	80,000
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート（2号棟）	小平市学園西町2-26		55.9	1	33,000	72,100
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート（1号棟）	日野市三沢1130-2		38.3	1	18,200	37,500
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート（1号棟）	東村山市萩山町2-13		55.9	1	32,000	66,100
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート（1号棟）	東村山市青葉町3-1		55.9	1	31,300	56,500
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート（4号棟）	西東京市緑町3-8		58.1	1	36,200	78,700
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート（5号棟）	西東京市南町3-23		61.3	1	38,900	91,500
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート（2号棟）	西東京市緑町1-5		61.5	1	39,300	89,400
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（12号棟）	西東京市田無町7-6		51.0	1	28,600	63,700
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート（3号棟）	西東京市柳沢2-15		55.9	1	34,600	77,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート（13号棟）	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（17号棟）	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（24号棟）	狛江市和泉本町4-7		32.6	1	15,800	41,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート（29号棟）	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（31号棟）	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（34号棟）	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（45号棟）	狛江市和泉本町4-7		37.3	1	18,500	47,300

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	狛江アパート（49号棟）	狛江市和泉本町4-7		37.3	1	18,500	47,300
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート（10号棟）	清瀬市松山3-11		56.8	1	32,500	64,900
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート（11号棟）	清瀬市松山3-11		56.8	1	32,500	64,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-2-5号棟）	多摩市諏訪4-2		37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-1号棟）	多摩市愛宕3-4		40.1	1	19,100	34,100
一般都営	中層耐火	瑞穂アパート（34号棟）	瑞穂町むさし野1-5		36.4	1	16,000	30,900

●東京都告示第千二百九十六号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により、告示する。
 令和四年九月三十日
 東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）	近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）
調布緑ヶ丘二丁目アパート （1号棟）	調布市緑ヶ丘二丁目三十番地	中層耐火 三四・六平方メートル	二〇戸	二八、九〇〇円	八〇、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、八〇〇円	九三、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	四〇、〇〇〇円	一一、一〇〇円
同右	同右	同右 同右	同右	同右	一一、三〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	四戸	四八、〇〇〇円	一三三、二〇〇円
清瀬中里四丁目アパート （9、10号棟）	清瀬市中里四丁目千百八十七番地	同右 三四・六平方メートル	五六戸	二七、〇〇〇円	七三、一〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二四戸	三一、六〇〇円	八五、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	一六戸	三七、四〇〇円	一〇一、〇〇〇円
同右	同右	同右 同右	八戸	同右	一〇一、一〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	五戸	四四、八〇〇円	一二一、〇〇〇円

●東京都告示第千二百九十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条において準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和四年十月一日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	58.9	1	45,600
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	3	39,600
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,100
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（11号棟）	江東区東砂7-13	32.6	2	25,200
改良	中層耐火	若林四丁目アパート（1号棟）	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	2	27,900
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,500
改良	中層耐火	東和アパート（1号棟）	足立区東和2-6	32.6	1	22,100
改良	中層耐火	平井一丁目アパート（8号棟）	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,600
改良	高層耐火	昭島玉川町アパート（2号棟）	昭島市玉川町1-8	38.2	1	18,000
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（15号棟）	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,300
再開発	高層耐火	小松川アパート（1号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,200

●東京都告示第千二百九十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数
調布緑ヶ丘二丁目アパート 調布市緑ヶ丘二丁目 八九区画
ト駐車場 二十五番地ほか

●東京都告示第千二百九十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数
王子本町二丁目アパート 北区王子本町二丁目 六区画
ト駐車場 三十二番ほか

●東京都告示第千三百号

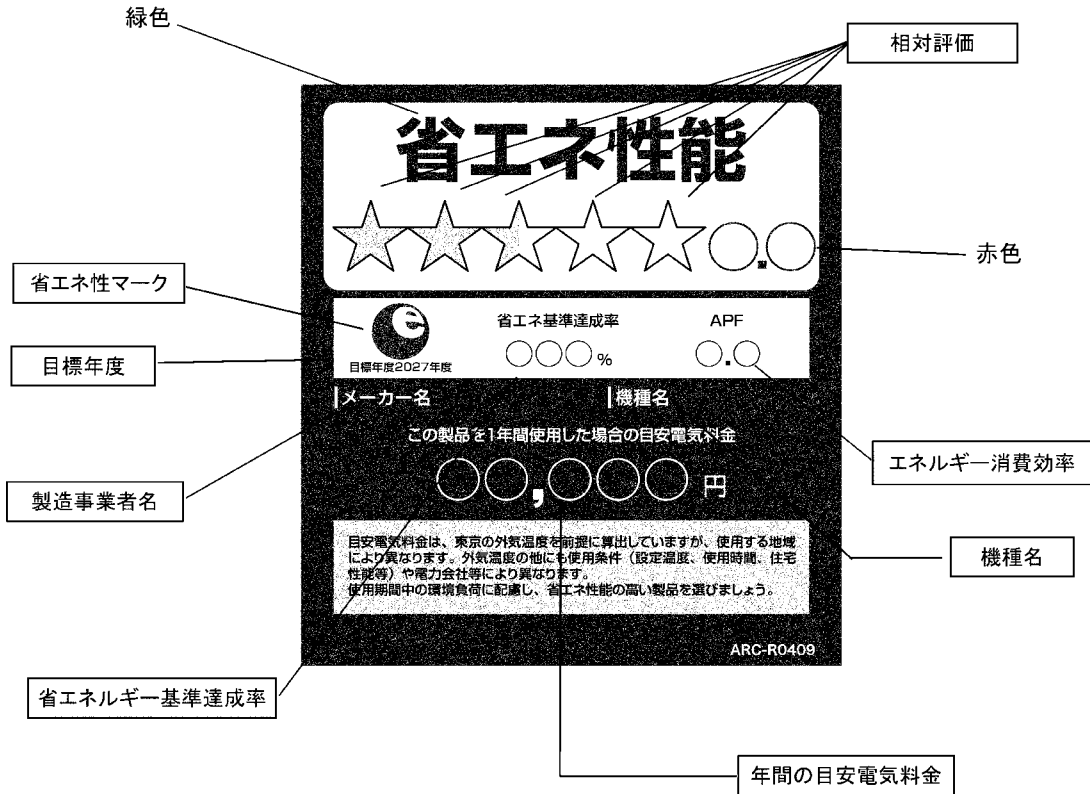
平成十八年東京都告示第千三百六十四号（特定家庭用機器相対評価方法等基準及び省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面について）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

別記様式一を次のように改める。

別記様式1



備考

- 1 背景色は緑色、背景色に掛かる文字は白抜き文字を原則とする。
- 2 特に指定のない部分の文字は黒色とする。
- 3 相対評価の小数点以下第1位が0から4までの場合は整数部分の星の数を黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。相対評価の小数点以下第1位が5から9までの場合は整数部分の星の数に半星を加えたものを黄色で表示し、その他の部分は白で表示する。
- 4 省エネルギー基準達成率とは、規則第13条の7第2項第3号に定める百分率とする。
- 5 目標年度とは、規則第13条の7第2項第4号に定める年度とする。
- 6 年間の目安電気料金とは、規則第13条の7第2項第8号に定める電気料金とする。
- 7 印刷上の制約などから規定された色を使用することができない場合は、黒色を使用してもよい。

附則

- 1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 令和五年九月三十日までの間におけるエアコンディスプレイの東京都省エネラベルの様式については、この告示による改正後の特定家庭用機器相対評価方法等基準及び省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面について別記様式一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

●東京都告示第千三百一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十六年東京都告示第千五百五十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

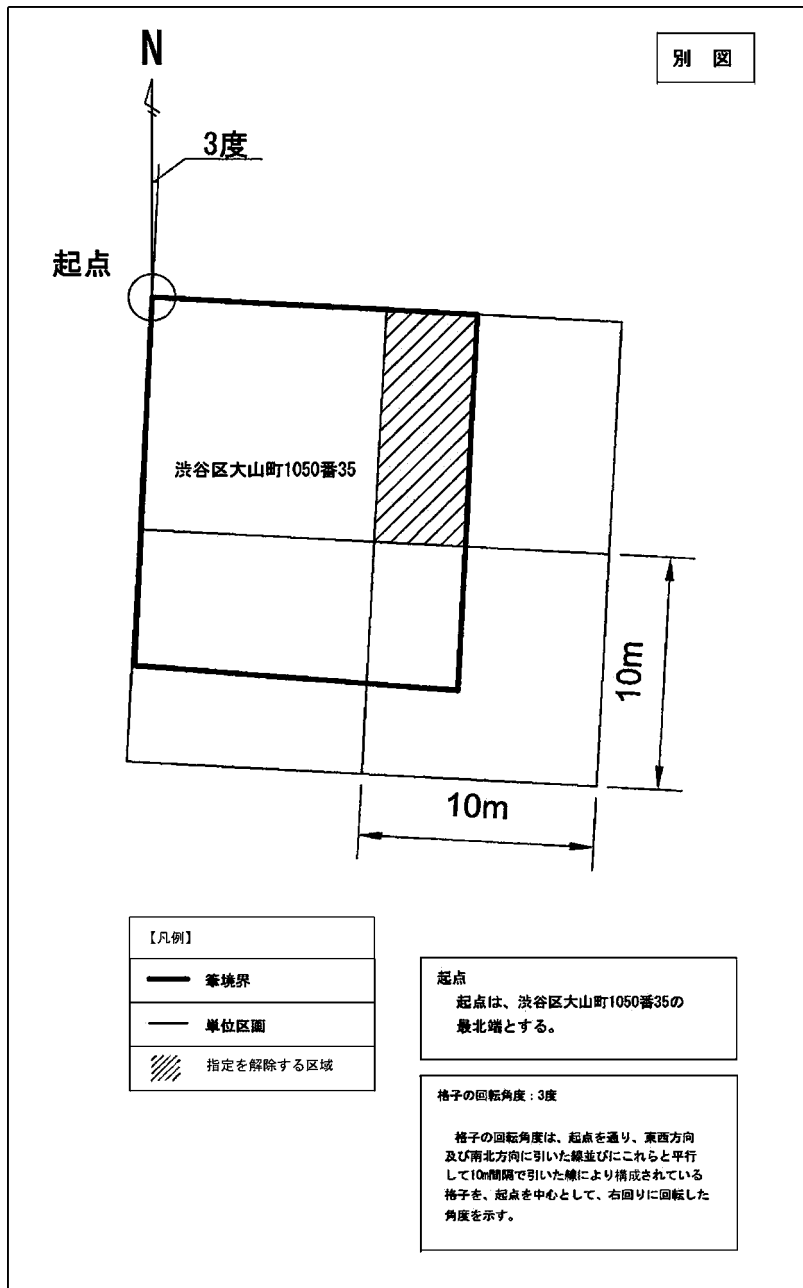
令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(渋谷区大山町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスナー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



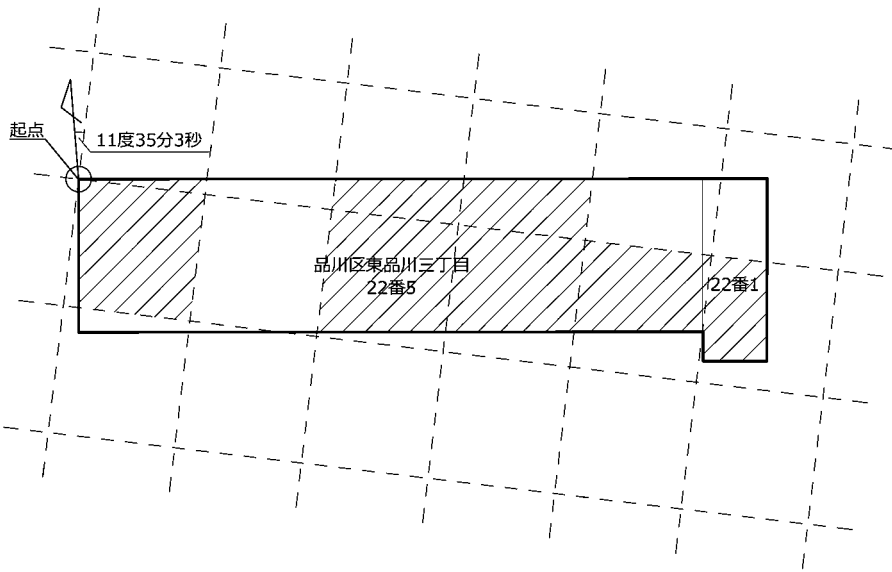
●東京都告示第千三百二号
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第二項の規定により、令和四年東京都告示第千二十七号に
 より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三
 項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
 とおり告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東品川三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



〈凡例〉
 - - - 単位区画
 — 筆境界
 — 敷地境界
 ▨ 指定を解除する区域

〈起点〉
 起点は、品川区東品川三丁目22番5の最北端の境界杭とする。

〈格子の回転角度〉 11度35分3秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百三号

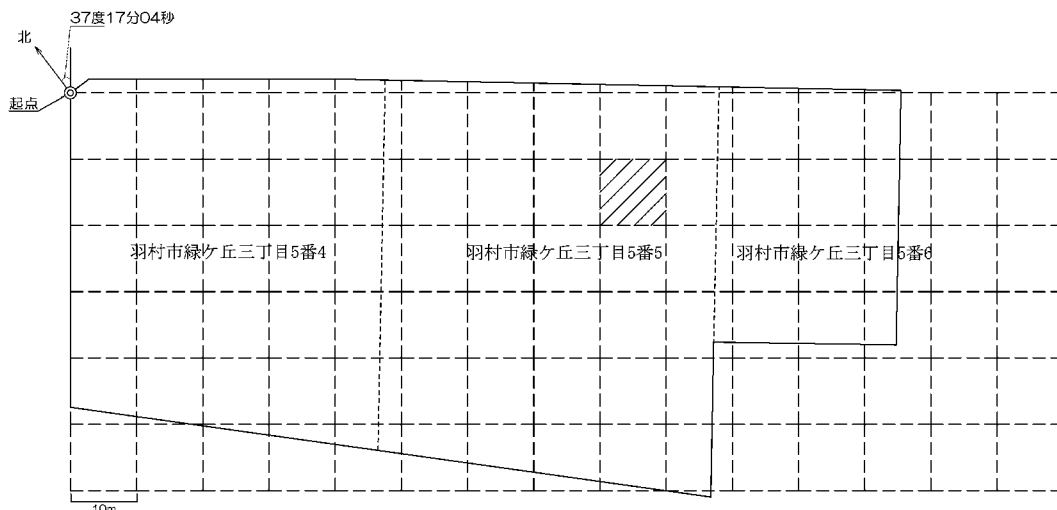
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（羽村市緑ヶ丘三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、羽村市緑ヶ丘三丁目5番4の最北端とする。

【格子の回転角度（37度17分04秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	調査対象地
	単位区画
	筆境界
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第千三百四号

令和四年東京都告示第四百五十二号（令和四年度非常勤職員的第一種報酬の額）の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

「8,070円」を「8,310円」に改める。

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

●東京都告示第千三百五号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	医療施設運営等事務専門員	月額	194,400円

附則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

●東京都告示第千三百六号

東京都統計調査条例(昭和三十二年東京都条例第十五号)第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 統計調査の名称

東京都農作物生産状況調査(都指定統計調査第六号)

二 目的

農業行政に必要な農作物の基礎資料を得ること。

三 調査事項

(一) 対象作物

野菜、果樹、穀類、工芸作物、花き及び植木

(二) 調査項目

作付面積、収穫量(野菜、果樹、穀類及び工芸作物)又は出荷量(花き及び植木)

四 対象の範囲

東京都の区域に所在する農家

五 実施方法

調査対象農家に対し調査票を配布し、調査票の返送を依頼することにより行う。

六 調査時期

(一) 調査対象期間

令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの期間とする。

(二) 調査実施期間

令和四年九月三十日から同年十月三十一日までとする。

七 調査票

調査票は、次の東京都農作物生産状況調査票とする。

東京都建設局 第6号
令和4年度
〇〇区山手町



--	--	--	--

東京都農作物生産状況調査票

この調査票は、農業行政に必要な基礎データを整備するためのものであり、それ以外の目的（税金の徴収など）に使用することは絶対ありません。

（調査票の記入に当たって）

- 1 調査票の記入に当たっては、2ページの「記入上の注意事項」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、過去1年間で記入しますが、過去1年間とは、**2021年1月1日から12月31日**までの1年間について記入してください。
- 3 調査票への記入は、黒の鉛筆又はシャープペンシル若しくはボールペンにて記入してください。

住所・氏名を記入してください。

住所	〇〇区市町村
氏名	

月 日 () までに御回答願います。

裏面へ



東京都農作物生産状況調査票 記入上の注意事項

記入上の注意事項

1. 面積につきましては、**m²** 単位で記入してください。
2. 対象となる期間は、**2021年1月～12月** です。
3. **東京都内** での面積・生産本数・出荷量(本数)を記入してください。(他県は除く。)

1) 作付延べ面積・作付(ほ場)面積の記入に当たっての注意

面積

記入例

↓※ 右に寄せて記入してください。

① **1,008 m²** (面積の単位はm²としてください。)

② 作付延べ面積は、例えば1つの作物を2回作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

(対象＝野菜、稲麦、雑穀、工業農作物、精製作物、飼料作物、牧草)

③ 作付している全ての品目を記入していただくため、**作付延べ面積**がごわずかしがなく、記入が難しい場合などは、**10 m²**として記入してください。

(対象＝野菜、稲麦、雑穀、工業農作物、精製作物、飼料作物、牧草)

④ **作付(ほ場)面積**は、品目ごとに栽培に使用している実際の農地面積を記入してください。

(作付延べ面積とは異なり実際の農地面積となります。)

(対象＝果樹、花き、グランドカバー類)

2) 出荷量・出荷本数の記入に当たっての注意

出荷量・出荷本数を記入する対象品目は、主に **花き、植木、グランドカバー類、芝** です。

出荷量

↓※ 右に寄せて記入してください。

記入例

16,500 本・球・鉢・m²

①最初に実際に所有又は借り入れている農地(作付)面積を御記入ください。

□ □ □ □ □

	① 普通畑	② 田	③ 果樹
	m ²	m ²	m ²
	④ 花き	⑤ 植木	⑥ その他の農地
	m ²	m ²	m ²

参考

① 1坪(□畑) = 3.3m² ② 1畝(世) = 1アール = 100m²
 ③ 1反(たん) = 10アール = 1000m² ④ 1町(ちよう) = 100アール = 10,000m²

注意!! (野菜・稲麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・牧草)

※次ページからの調査票には、「**作付延べ面積**」を御記入ください。
 ※例えば、1つの作物を2回作付していれば、**2回分の合計面積**となります。
 例：トマト100mを2回作付していれば、「200m²」と記入します。
 3回なら「300m²」、4回なら「400m²」です。

品目ごとに調査票がありますので、下記によりお進みください。

- 野菜 → 緑色のページ(4～5ページ)へ
- 果樹 → 水色のページ(6ページ)へ
- 稲麦・雑穀・工業農作物 → 肌色のページ(7～8ページ)へ
- 緑肥・飼料・牧草 → 薄紫色のページ(9～10ページ)へ
- 花き → あざぎ色のページ(11～12ページ)へ
- 植木 → さくら色のページ(13ページ)へ
- グラウンドカバー類・芝 → さくら色のページ(13ページ)へ



野菜の作付延べ面積(m²) / 年間 (2021年1月1日～12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしかなく、記入が難しい場合などは、10m²として記入してください。
 ※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考

① 1坪(□畑) = 3.3m² ② 1畝(世) = 1アール = 100m²
 ③ 1反(たん) = 10アール = 1000m² ④ 1町(ちよう) = 100アール = 10,000m²

種別	科	品目名	作付延べ面積(m ²)	科	品目名	作付延べ面積(m ²)
果 菜 類	ナス科	記入例 えだまめ	385 m ²	ナス科	記入例 きゅうり	1,123 m ²
		さやいんげん	m ²		かぼちゃ	m ²
		さやえんどう(きぬさや)	m ²		すいか	m ²
		ズッキーニ(ズナツクえんどう)	m ²		にがうり(ゴーヤ)	m ²
		そらまめ	m ²		とうがん	m ²
		トマト	m ²		メロン	m ²
		ミニトマト	m ²		ズッキーニ	m ²
		ナス	m ²		まくわうり	m ²
		ピーマン	m ²		しろうり	m ²
		とうがらし	m ²		どうもろこし	m ²
しとう(あまとうがらし)	m ²	その他	m ²			
パプリカ	m ²	いちご	m ²			
根 菜 類	だいこん	だいこん	m ²	ごぼう	m ²	
		にんじん	m ²	ヤーコン	m ²	
		かぶ	m ²	うこん	m ²	
い も 類	しょうが	しょうが	m ²	レンコン	m ²	
		ばれいしょ(じゃがいも)	m ²	やまのいも	m ²	
		さといも(涼いもを含む)	m ²	八つ頭	m ²	
		かんしよ(さつまいも)	m ²	その他のいも	m ²	

裏面にも御記入願います。
 (裏面には、葉茎菜類と、その他の野菜の記入欄があります。)

野菜の作付延べ面積 (㎡) / 年間 (2021年1月1日～12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入していただくため、作付延べ面積がごわずかしかなく、記入が難しい場合は、10㎡として記入してください。
※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考
①1坪(つぼ)=3.3㎡ ②1畝(せ)=17.7m²=100㎡
③1反(たん)=107.1m²=1,000㎡ ④1町(ちやう)=1ヘクタール=10,000㎡

種別	品目名		作付延べ面積(㎡)	種別	品目名		作付延べ面積(㎡)
	記入例				記入例		
葉 茎 菜 類	こまつな	495 ㎡	たまねぎ	1,012 ㎡			
	ほうれんそう	㎡	にら	㎡			
	キャベツ	㎡	ねぎ	㎡			
	はくさい	㎡	らっきょう	㎡			
	からしな	㎡	アスパラガス	㎡			
	しんどり	㎡	あしたば	㎡			
	たかな	㎡	うど	㎡			
	チンゲンサイ	㎡	セロリ	㎡			
	つまみな	㎡	チャービル	㎡			
	なばな(のらぼう)	㎡	かつば	㎡			
ア トラ 子 科 等	なばな(のらぼう)	㎡	ナス科	㎡			
	プロッコリー	㎡	葉トウモロコシ	㎡			
	カリフラワー	㎡	木の芽	㎡			
	みずな(京菜)	㎡	しそ	㎡			
	わさび	㎡	ムラサキ	㎡			
	しゆんぎく	㎡	その他	㎡			
	ふき	㎡	みょうが	㎡			
	ふきのとう	㎡	メカブ	㎡			
	シラス	㎡	モロヘイヤ	㎡			
	サラダ菜	㎡	クラド	㎡			

※ 野菜でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

その他の野菜		品目名	面積(㎡)
野菜苗(㎡)	鉢	㎡	㎡
※野菜苗の出荷鉢数		㎡	㎡
タケノコ		㎡	㎡
		㎡	㎡
		㎡	㎡
		㎡	㎡

5

果樹の作付(ほ場)面積 (㎡) / 年間 (2021年1月1日～12月31日)

※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。
※ 作付(ほ場)面積は、幼木を含んで記入してください。

※参考
①1坪(つぼ)=3.3㎡ ②1畝(せ)=17.7m²=100㎡
③1反(たん)=107.1m²=1,000㎡ ④1町(ちやう)=1ヘクタール=10,000㎡

種別	品目名		作付(ほ場)面積(㎡)	種別	品目名		作付(ほ場)面積(㎡)
	記入例				記入例		
果 樹	日本なし	583 ㎡	うめ	1,044 ㎡			
	ぶどう	㎡	いちじく	㎡			
	温州みかん	㎡	パパイア	㎡			
	夏みかん(甘夏)	㎡	びわ	㎡			
	ダイダイ	㎡	バナナ	㎡			
	マンタツ	㎡	ブルーベリー	㎡			
	かき	㎡	ブルーベリー	㎡			
	かりん	㎡	マンゴー	㎡			
	キウイフルーツ	㎡	もも	㎡			
	ぎんなん	㎡	すもも	㎡			
	くり	㎡	ユズ	㎡			
	ドラゴンフルーツ	㎡	りんご	㎡			
	パッションフルーツ	㎡	レモン	㎡			

※ 果樹でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

その他の果樹		品目名	面積(㎡)
		㎡	㎡
		㎡	㎡
		㎡	㎡
		㎡	㎡
		㎡	㎡
		㎡	㎡
		㎡	㎡
		㎡	㎡
		㎡	㎡

6

基本

稲・麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・

牧草の作付延べ面積 (㎡) / 年間

(2021年1月1日～12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入してください。作付延べ面積がごわずかしかなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。
※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考 ①1坪(つぼ) = 3.3㎡ ②1畝(せ) = 17アール = 100㎡
③1反(たん) = 107アール = 1,000㎡ ④1町(ちよウ) = 1ヘクタール = 10,000㎡

○ 稲・麦 類

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	記入例	品目名	作付延べ面積(㎡)
稲	水稲	358	ライ麦		1,214
	陸稲		ライ麦		
	小麦		大麦		
麦類			ライ麦		
			ライ麦		

※ 稲・麦類でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
その他 の稲・ 麦類				

○ 雑 穀 類

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
雑穀類	小豆		ささげ	
	大豆		そば	
	ごま		落花生	

※ 雑穀類で、その他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
その他 の雑穀 類				

裏面にも御記入願います。

稲・麦・雑穀・工業農作物・緑肥作物・飼料作物・

牧草の作付延べ面積 (㎡) / 年間

(2021年1月1日～12月31日)

※ 作付している全ての品目を記入してください。作付延べ面積がごわずかしかなく、記入が難しい場合などは、10㎡として記入してください。
※ 例えば、1つの作物を2回分作付していれば2回分の合計面積を記入してください。

※参考 ①1坪(つぼ) = 3.3㎡ ②1畝(せ) = 17アール = 100㎡
③1反(たん) = 107アール = 1,000㎡ ④1町(ちよウ) = 1ヘクタール = 10,000㎡

○ 工 芸 農 作 物

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	記入例	品目名	作付延べ面積(㎡)
工業農作物	くわ	536	茶(生葉)		1,053
	こんにやく		茶(生葉)		
その他 の工業 農作物			ひょうたん		

※ 工業農作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
緑 肥 作物	ソルゴー(緑肥)		ソルゴー	

○ 緑 肥 作物

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
その他 の緑肥 作物				

※ 緑肥作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
飼 料 作物	青刈りとうもろこし		ソルゴー(飼料)	

○ 飼 料 作物

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
その他 の飼料 作物				

※ 飼料作物でその他の品目がありましたら、下記に記入してください。

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
牧 草	イタリアンライグラス		その他の牧草()	

○ 牧 草

種別	品目名	作付延べ面積(㎡)	品目名	作付延べ面積(㎡)
牧 草	イタリアンライグラス		その他の牧草()	

基本

花き等(施設・露地)の作付(ほ場)面積と出荷量/年間 (2021年1月1日～12月31日)

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)について記入してください。

※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考
 ①1棟(つぼ)＝3 3㎡ ②1畝(せ)＝1アール＝100㎡
 ③1反(たん)＝10アール＝1,000㎡ ④1町(ちよう)＝1ヘクタール＝10,000㎡

種別	品目名		作付(ほ場)面積(㎡)		出荷量	
	記入例					
切り花	一般切り花	きく	85	㎡	941	本
		バラ		㎡		本
		ひまわり		㎡		本
		アスター		㎡		本
		シヤクヤク		㎡		本
		ガーベラ		㎡		本
		すいせん		㎡		本
		サンダーソニア		㎡		本
		ゆり		㎡		本
		キキョウラン		㎡		本
		リコリス		㎡		本
		その他の切り花の		㎡		本
切り葉		フェニックス・ロベリニー(切り葉)		㎡		本
		モンステラ		㎡		本
		レザークラン		㎡		本
その他の葉			㎡		本	
切り枝		ハナモモ(切枝)		㎡		本
		シキミ(切枝)		㎡		本
		ユキヤナギ(切枝)		㎡		本
その他の枝			㎡		本	

※「球根」は球根として生産・出荷しているもののみ記入してください。(球根切り花を除く。)

種別	品目名		作付(ほ場)面積(㎡)		出荷量	
	記入例					
球根		スイセン(球根)		㎡		球
		フリージア(球根)		㎡		球
その他の球				㎡		球

裏面にも御記入願います。

花き等(施設・露地)の作付(ほ場)面積と出荷量/年間 (2021年1月1日～12月31日)

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)について記入してください。

※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考
 ①1棟(つぼ)＝3 3㎡ ②1畝(せ)＝1アール＝100㎡
 ③1反(たん)＝10アール＝1,000㎡ ④1町(ちよう)＝1ヘクタール＝10,000㎡

種別	品目名		作付(ほ場)面積(㎡)		出荷量		
	記入例						
鉢もの	一般鉢もの	シクラメン	120	㎡	1,147	鉢	
		シクラメン		㎡		鉢	
		バラ(鉢もの)		㎡		鉢	
		ペゴニア		㎡		鉢	
		エドネラン		㎡		鉢	
		クリスマスローズ(ハルボルス)		㎡		鉢	
	観葉鉢もの	シエソラソ類		㎡		鉢	
		ケンチャヤシ		㎡		鉢	
	洋らん類	カトリア		㎡		鉢	
		コチヨウラン		㎡		鉢	
	花木類		ブルカリア(花木)		㎡		鉢
					㎡		鉢
				㎡		鉢	
その他の鉢もの			㎡		鉢		

種別	品目名		作付(ほ場)面積(㎡)		出荷量	
	記入例					
花壇用苗もの		葉ぼたん(苗もの)		㎡		鉢
		パンジー・ビオラ(苗もの)		㎡		鉢
		ペゴニア(苗もの)		㎡		鉢
その他の花壇用苗もの		ペチュニア(苗もの)		㎡		鉢
		ワリゴード(苗もの)		㎡		鉢
				㎡		鉢

種別	品目名		作付(ほ場)面積(㎡)		出荷量	
	記入例					
野菜苗				㎡		鉢
				㎡		鉢

基本

植木の生産本数と出荷本数/年間 (2021年1月1日～12月31日)

※ 生産本数は、育成中のものを含み植付けをしている本数を記入してください。
※ 出荷本数は、育成中のものを除き1年間に販売した本数を記入してください。

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外はその他として一括して、生産本数と出荷本数を記入してください。

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数
高中木針葉樹	ヒノキ類		152 本	98 本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
その他の高中木針葉樹の計			本	本

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数			
高中木常緑広葉樹	ヒノキ類	ヒノキ類	レイラントヒノキ類	ビヤウジン類	カイズカイナキ	サクラ類	
		スギ類	ニッコウヒバ	ツングステンウヒ類	アカエゾマツ	アスナロ	マキ など
その他の高中木常緑広葉樹の計			本	本			

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数			
高中木落葉広葉樹	ソヨゴ	セイヨウカガメ類	サザンカ	トキワマンサク	ツバキ類	キンモクセイ	サカキ
		シラカシ	ヤブツバキ	モッコク	オリウラ	ヤマモモ	スダジイ など
その他の高中木落葉広葉樹の計			本	本			

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数				
高中木落葉広葉樹	ハナミズキ	ウメ類	ケヤキ	ヤマモミジ	ヒメシヤウ	ナツツバキ	ヤマボウシ	コブシ
		サルスベリ	ハナカイドウ	カツラ	コナラ	ソメイヨシノ	イチョウ	ロウバイ など
その他の高中木落葉広葉樹の計			本	本				

11

裏面にも御記入願います。

植木の生産本数と出荷本数/年間 (2021年1月1日～12月31日)

※ 生産本数は、育成中のものを含み植付けをしている本数を記入してください。
※ 出荷本数は、育成中のものを除き1年間に販売した本数を記入してください。

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外はその他として一括して、生産本数と出荷本数を記入してください。

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数
低木落葉樹	アルーベリー		168 本	110 本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
その他の低木落葉樹の計			本	本

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数			
低木常緑樹	アルーベリー	ドウタンツツジ	ユキヤナギ	ニシキギ	クサボケ	コチナリ	ヤマナギ
		レンギョウ	アジサイ類	ユスラウメ	ミツバツツジ	ボタン	ハギ など
その他の低木常緑樹の計			本	本			

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数			
低木常緑樹	サツキ	オオムラサキツツジ	クルマツツジ類	オタククナンテン	ヒラバツツジ	ヒサカキ	
		キンメツゲ	シヤクナギナ	カンツツバキ	マサキ	アオキ	シキミ など
その他の低木常緑樹の計			本	本			

種別	記入例	品目名	生産本数	出荷本数
その他の植木	タケ		本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
			本	本
その他の植木			本	本

12

グラウンドカバー類の作付(ほ場)面積と出荷量/年間 (2021年1月1日～12月31日)

基本

※ 作付(ほ場)面積と出荷量(1年間に販売した数量)を記入してください。
※ 作付(ほ場)面積は、1品目ごとに栽培に使用している農地の面積を記入してください。

※参考
①1坪(約)＝3.3m² ②1畝(約)＝170m²＝100m²
③1反(約)＝1070m² ④1町(約)＝5100m²＝1ヘクタール＝10,000m²

種別ごとに、上位5品目を記入し、上位5品目以外は「その他」として一括して、作付(ほ場)面積と出荷量を記入してください。

種別	品目名	作付(ほ場)面積(m ²)	出荷量
記入例			
	オカメザサ	54 m ²	1,619 鉢
他 類			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
			鉢
その他の種類の計			鉢
その他の種類の計	オカメザサ クラスザサ コグサザサ オロビネチク チゴザサ など		鉢

つる性類	その他のつる性類の計	面積	出荷量
		m ²	鉢
		m ²	鉢
		m ²	鉢
		m ²	鉢
		m ²	鉢
		m ²	鉢
その他のつる性類の計	テイカカズラ ヘデラ・カナリエンシス など		鉢

木草本類	その他の木草本類の計	面積	出荷量
		m ²	鉢
		m ²	鉢
		m ²	鉢
		m ²	鉢
		m ²	鉢
		m ²	鉢
その他の木草本類の計	シバザクラ類 タマリユウ リュウノヒゲ シヤガ ヤナラシ アヘリフ ほか		鉢

芝の作付延べ面積(m ²)と出荷量(m ²)/年間 (2021年1月1日～12月31日)			
品目名	作付延べ面積(m ²)	出荷量	
芝草	m ²	m ²	

●東京都告示第千三百七号

令和四年東京都告示第四百五十六号(令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「8,070円」を「8,310円」に改める。

附 則

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

●東京都告示第千三百八号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号)第四条第二項の規定に基づき、東京都立晴海緑道公園の区域及び面積を次のとおり定める。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

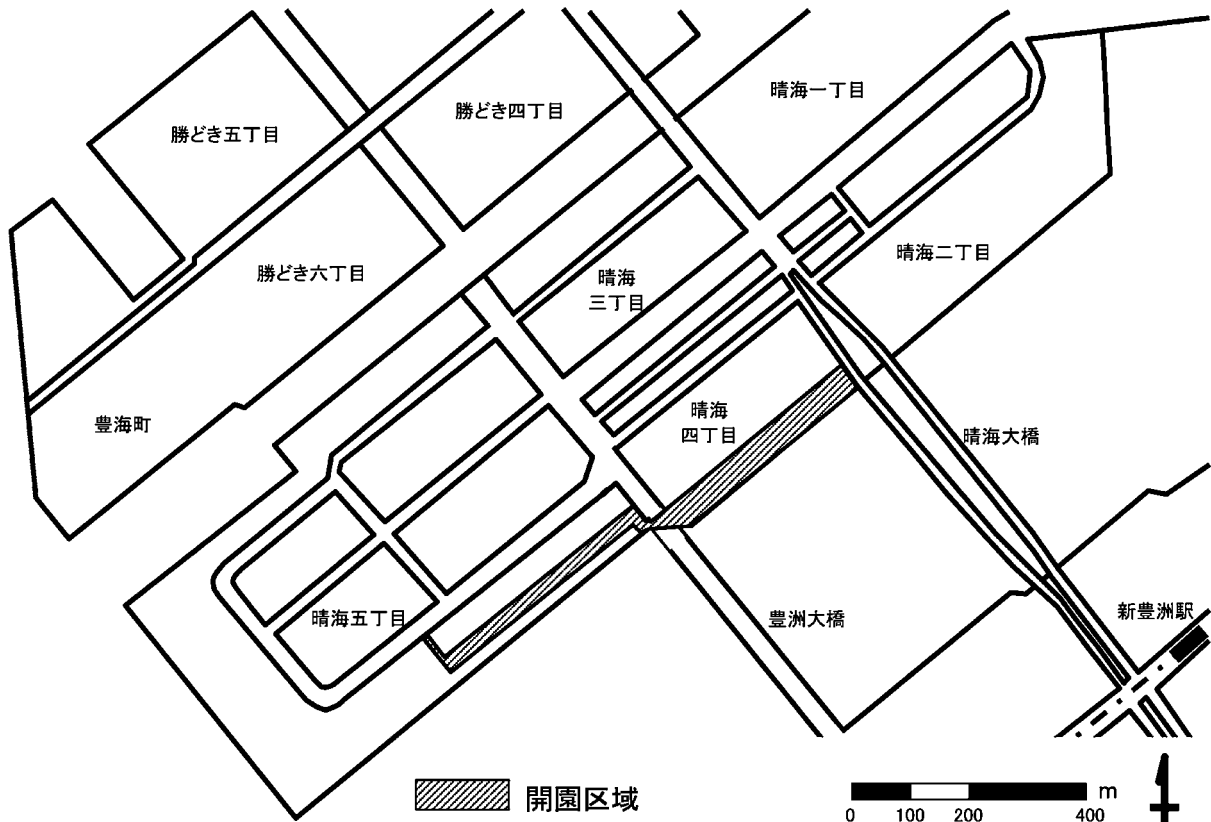
一 区域 別図のとおり

二 面積 三四、〇二一・一七平方メートル

三 設置年月日 令和四年十月一日

晴海緑道公園

別図



●東京都告示第千三百九号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第百七号)別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港埠頭株式会社
- (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号
- 二 委託期間 令和四年十月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 委託施設 東京都立晴海緑道公園

告 示 (交)

●交通局告示第四号

昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部を次のように改正し、令和四年十月七日から実施する。

令和四年九月三十日

東京都交通局長 武市玲子

表中都第三号系統の項中「八・四九〇」を「八・六九〇」に改め、同表都第五号系統 一系統の項中「五・三七

○」を「五・五七〇」に改め、同表錦第十三号系統 甲系統の部往の項中「九・六三〇」を「九・八三〇」に、同部復の項中「九・四五〇」を「九・六五〇」に改める。

告示(水)

●東京都水道局告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

名称 住所又は事務所の所在地 指定年月日

GMOベイメント 渋谷区道玄坂一丁目二番 令和四年十月一日
ゲートウェイ株式会社 三号

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第三十一号

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月三十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局庁舎管理規程(昭和五十年東京都下水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表日本ビル庁舎の項を削る。

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行する。

告示(消)

●東京消防庁告示第8号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(平成27年東京都規則第8号)第7条の規定に基づき、令和4年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和4年9月30日

東京消防庁

消防総監 清水 洋文

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
東京消防庁	アシスタント職(一般業務)	時間額	1,090円

公 告

附 則
この告示は、令和4年10月1日から施行する。

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ

二 代表者の氏名

片桐 敬

三 主たる事務所の所在地

渋谷区代々木二丁目二十三番一号 ニュー・ステイト

・メナー九五六号

四 認定の有効期間

令和四年八月五日から令和九年八月四日まで

一 名称

NPO法人こっこつ

二 代表者の氏名

里見 見千子

三 主たる事務所の所在地

新宿区北新宿四丁目八番十二一九〇四号

四 認定の有効期間

令和四年八月二十三日から令和九年八月二十二日まで

一 名称

特定非営利活動法人子どもへのまなざし

二 代表者の氏名

中川 ひろみ

三 主たる事務所の所在地

日野市西平山四丁目十八番地の十二

四 認定の有効期間

令和四年八月三十日から令和九年八月二十九日まで

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、東金町一丁目西地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東金町一丁目西地区市街地再開発組合

理事長 宮下 敦之

葛飾区東金町一丁目十七番二号

二 対象事業の名称

東金町一丁目西地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日

令和四年十月三日

四 工事完了の予定年月日

令和十二年五月三十一日

五 届出日

令和四年九月十四日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

西友高野台店

二 店舗所在地

練馬区高野台一丁目二十番一号

三 設置者名

株式会社西友

四 設置者住所

北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の設置者名

合同会社西友

六 変更後の設置者名

株式会社西友

<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>十二 縦覧期間 令和四年九月三十日から令和五年一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 西友駒沢店</p>
<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友</p>	<p>一 店舗名 西友石神井公園店</p>	<p>二 店舗所在地 世田谷区駒沢四丁目十八番十一号</p>
<p>九 変更日 令和四年一月六日</p>	<p>二 店舗所在地 練馬区石神井町二丁目十三番十号</p>	<p>三 設置者名 株式会社西友</p>
<p>十 届出日 令和四年九月十三日</p>	<p>三 設置者名 株式会社西友</p>	<p>四 設置者住所 府中市矢崎町四丁目一番地</p>
<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>
<p>十二 縦覧期間 令和四年九月三十日から令和五年一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>五 変更後の設置者名 合同会社西友</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友</p>
<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 変更後の設置者名 株式会社西友</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>
<p>一 店舗名 西友関町店</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>八 縦覧時間 令和四年九月三十日から令和五年一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>
<p>二 店舗所在地 練馬区関町南四丁目二十番十九号</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友</p>	<p>九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>三 設置者名 株式会社西友</p>	<p>九 変更日 令和四年一月六日</p>	<p>十 縦覧期間 令和四年九月十三日</p>
<p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p>	<p>十 届出日 令和四年九月十三日</p>	<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>
<p>五 変更前の設置者名 合同会社西友</p>	<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十二 縦覧期間 令和四年九月三十日から令和五年一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>
<p>六 変更後の設置者名 株式会社西友</p>	<p>十二 縦覧期間 令和四年九月三十日から令和五年一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 日本橋高島屋S.C.（本館・新館・東館）</p>
<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友</p>	<p>一 店舗名 西友関町店</p>	<p>二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか</p>
<p>九 変更日 令和四年一月六日</p>	<p>二 店舗所在地 練馬区関町南四丁目二十番十九号</p>	<p>三 設置者名 株式会社高島屋ほか三名</p>
<p>十 届出日 令和四年九月十三日</p>	<p>三 設置者名 株式会社西友</p>	<p>四 設置者住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか</p>
<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番</p>	<p>四 設置者住所 府中市矢崎町四丁目一番地</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社高島屋ほか六十五名</p>
<p>十二 縦覧期間 令和四年九月三十日から令和五年一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>五 変更後の設置者名 合同会社西友</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社高島屋ほか七十一名</p>
<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 変更後の設置者名 株式会社西友</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>

の氏名又は名称
 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
 株式会社メル・ローズほか二名

八 変更前の小売業者の住所
 渋谷区元代々木町四十九番十三号
 (株式会社サザビリーグ)

九 変更後の小売業者の住所
 渋谷区千駄ヶ谷二丁目十一番一号
 (株式会社サザビリーグ)

十 変更前の小売業者の代表者名
 武内 一志(株式会社メル・ローズ)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名
 東 秀行(株式会社メル・ローズ)ほか

十二 変更日
 令和四年八月二十八日ほか

十三 届出日
 令和四年九月十五日

十四 縦覧場所
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間
 令和四年九月三十日から令和五年一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

東京都職員共済組合定款の一部変更について

東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第三十二条第一項中「一般組合員」の下に「、短期組合員」を、「長期組合員」の下に「、後期高齢者等短期組合員」を、「船員一般組合員」の下に「、船員短期組合員」を加え、同条第二項中「第九項」を「第十二項」に改め、

同条第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、同条第七項中「船員一般組合員は、」の下に「船員保険の被保険者(」を、「被保険者」の下に「をいう。以下同

じ。)」を、「である組合員」の下に「(次項に規定する船員短期組合員を除く。)」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 船員短期組合員は、船員保険の被保険者である短期組合員とする。

第三十二条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条に規定する被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。)である組合員及び同条各号のい

れかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員」を「後期高齢者医療の被保険者等(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。)」である組合員

(次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。)」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

第三十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第

六項」を「第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 短期組合員は、法第七十四条第二項各号に規定する職員である組合員とする。

第三十三条中「、長期組合員」の下に「、後期高齢者等短期組合員」を加える。

第四十二条中「組合員(」の下に「短期組合員、後期高齢者等短期組合員、船員短期組合員及び」を加え、「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第四十五条第一項の表中「一般組合員」を「一般組合員 短期組合員」に、「長期組合員」を

「長期組合員 後期高齢者等短期組合員」に改める。

「船員一般組合員 船員短期組合員」

附則
 この変更は、令和四年十月一日から施行する。

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告する。

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について

東京都職員共済組合運営規則(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第二十三条中「及び施行規則」を「及び施行規程」に改める。

第二十六条第一項中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に、「または」を「又は」に改め、同条第二項中「第二条第一号、第三号及び第四号」を「第二条第一項」に改め、「職員」の下に「(同項第二号に規定する職員を除く。)」を加える。

別記様式第十号、様式第二十五号及び様式第二十七号中

	性別
	男 女

を
に改める。

附則

1 この変更は、令和四年十月一日から施行する。

2 この変更の施行の際、この変更による変更前の東京都職員共済組合運営規則の様式(この変更により変更のあったものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第三号

東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合保養施設に関する規則(平成十七年東京都職員共済組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「一般組合員」の下に「短期組合員」を、「特定消防組合員」の下に「長期組合員、後期高齢者等短期組合員、知事長期組合員」を、「船員一般組合員」の下に「船員短期組合員」を加える。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

東京都職員共済組合保健施設に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第四号

東京都職員共済組合保健施設に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合保健施設に関する規則(昭和三十九年東京都職員共済組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「一般組合員」の下に「短期組合員」を、「特定消防組合員」の下に「長期組合員、後期高齢者等短期組合員、知事長期組合員」を、「船員一般組合員」の下に「船員短期組合員」を加える。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する規程を公布する。

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合体育施設使用規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合体育施設使用規程(昭和四十一年東京都職員共済組合規程第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一般組合員」の下に「短期組合員」を、「特定消防組合員」の下に「長期組合員、後期高齢者等短期組合員、知事長期組合員」を加え、「船員継続組合員」を「船員短期組合員」に改める。

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行する。

東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第五号

東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合総合保健施設に関する規則(平成十七年東京都職員共済組合規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「一般組合員」の下に「短期組合員」を、「特定消防組合員」の下に「長期組合員、後期高齢者等短期組合員、知事長期組合員」を、「船員一般組合員」の下に「船員短期組合員」を加える。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第六号

東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則(平成二十年東京都職員共済組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十二条第九項」を「第三十二条第十一項」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

●東京都職員共済組合規則第七号

東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規則の一部を改正する規則

規則

東京都職員共済組合特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する規則(平成二十二年東京都職員共済組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第四項」を「第五項」に、「第八項及び第十項」を「第九項、第十項及び第十二項」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

